

第10回横浜町農業委員会定例総会議事録

1. 期 日 令和6年1月10日(水)
2. 開催時間 午後1時30分
3. 場 所 横浜町役場 3階 大会議室
4. 出席委員氏名 1番 沖津 由藏 2番 青木 一人 3番 杉山 幸進
4番 野坂 時夫 5番 長倉 喜美男 6番 澤谷 政夫
7番 鳥山 良子 8番 秋田 孝明 9番 濱谷 和恵
5. 欠席委員氏名
6. 出席職員氏名 事務局長 田中 幸彦 主査 秋田 凌
7. 案 件

報告 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告 第2号 農地の転用事実に関する照会について

議案 第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案 第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(一括方式)

事務局長 それでは定刻となりましたので、ただいまより令和6年1月4日に招集告示致しました「令和5年度 第10回農業委員会定例総会」を開会致します。

(皆様ご起立ください・礼・ご着席ください)

本日出席されている農業委員は9名ですので、横浜町農業委員会会議規則第7条により、総会は成立致します。また農地利用最適化推進委員より2名出席されております。

初めに長倉会長よりご挨拶をお願い致します。

議長 長倉 (～会長あいさつ～)

事務局長 それでは横浜町農業委員会会議規則第5条により、会長は総会の議長となり議事を整理することとなっておりますので、よろしくお願い致します。

議長 長倉 それではしばらくの間、議長を務めさせていただきますのでよろしくお願い致します。

これより会議に入ります。はじめに、議事録署名委員は議長において指名することにご異議ございませんか。(異議なし) ご異議なしと認め、議長より指名致します。

4番 野坂 時夫 委員、6番 澤谷 政夫 委員を指名致します。

次に会期の決定を行います。総会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。(異議なし) ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定致します。

それでは、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、事務局より報告をお願い致します。

事務局 秋田 それでは1ページをお願い致します。報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、ご報告致します。

事務局 秋田 農地法施行規則第21条の規定により、相続等による権利取得に係る届出書を受理したので報告するものであります。今回は、相続1件の19筆、面積50,764㎡であります。また、あっせんの希望はございません。なお、届出者には受理通知書を送付済みであります。以上です。

議長 長倉 ただいまの報告について、ご意見ございませんか。
(意見なし) 意見なしと認め、報告第1号を報告済みと致します。

報告第2号 農地の転用事実に関する照会について、事務局より報告をお願い致します。

事務局 秋田 2ページをお願い致します。報告第2号 農地の転用事実に関する照会について、ご報告致します。青森地方法務局むつ支局より土地の現況について照会がありましたので、現況写真にて事務局内で協議致しました。今回は1件の1筆でございます。

番号1については、〇〇〇〇〇〇〇〇より北へ約〇〇〇m付近に位置しております。現況は相当前から見受けられる程度に山林化しておりました。この結果、全国農業会議所より通知のあった非農地判断マニュアルに基づき農地への復旧は困難であること、また周辺の山林原野化により復元しても継続的な利用が見込まれないことから非農地として回答致しました。位置図については、3ページにございます。以上です。

議長 長倉 ただいまの報告について、ご意見ございませんか。
(意見なし) 意見なしと認め、報告第2号を報告済みと致します。

ここからは議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 秋田 ご説明する前に、本日の議案に係る現地調査は令和5年12月25日(月)に、農地利用最適化推進委員の橋本委員と濱辺委員並びに事務局の4名で実施しましたことをご報告致します。また、長倉委員についても出席予定でありましたが所用により欠席となりましたので後日、現況写真を用いて事務局内で協議致しました。

事務局 秋田 それでは議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明致します。今回の申請は3件でございます。まずは4ページをお願い致します。番号1については〇〇〇〇〇建設のための〇〇〇が必要となったために一時転用をするものであります。議案第1号別紙の1ページ及び2ページをご覧ください。転用計画については一部非農地も活用する計画であります。

工事の際は耕作者と協議し必要に応じ安全柵等の被害防除対策を致します。また、〇〇〇〇〇建設完了後は速やかに敷き鉄板等を撤去し農地へ復旧する計画であります。

次に番号2についてご説明致します。こちらは、住宅を建築するため〇〇から〇への贈与となります。議案第1号別紙の3ページをご覧ください。転用計画については、1筆を分筆する計画であります。申請地の農地区分は、〇〇〇〇からおおむね300m以内に位置している第3種農地となりますので、農地転用許可の見込みは原則許可とされます。汚染排水については浄化槽にて処理します。また県担当者へ事前に調整済みであります。

次に総会資料3ページをお願い致します。番号3についてご説明致します。こちらは譲受人が住宅を建築する予定であり現在住宅を建築する予定土地への進入路がないため、申請地を通路に転用し譲渡人である〇から譲受人である〇へ贈与するものであります。申請地の農地区分は集团的農地から近いのですが、周辺を山林や宅地という面的な施設に囲まれているため、第1種農地ではなくその他の農地に区分されております。農地転用許可の見込みは代替土地がない場合に限り許可となっており、申請者より代替土地の検討結果も提出されております。転用の内容については、議案第1号別紙の4ページをご覧ください。申請地の範囲全てに採石を敷く予定であります。また、参考といたしまして図面の真ん中に赤枠のみで囲まれた土地がありますが、この場所の登記地目が宅地であるためここへ住宅を建築する予定とのことです。申請地の位置図は、6ページから8ページにございます。また現地調査の結果については、担当委員より報告致します。以上です。

議長 長倉 引き続き、現地調査の結果について報告をお願い致します。

委員 濱辺 (～現地調査結果報告～)

委員 橋本 (～現地調査結果報告～)

議長 長倉 ありがとうございます。ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

(～質疑応答～)

他質疑ございませんか。(質疑なし) 質疑なしと認め、これより採決致します。本件を原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い致します。全員賛成ですので、議案第1号は許可相当とすることに決定致します。

次に議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(一括方式)の承認について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 秋田 それでは総会資料9ページをご覧ください。議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(一括方式)の承認について、ご説明致します。今回の申請は、1件の1筆で農地中間管理機構を活用する計画でございます。申請地は以前、基盤強化法による利用集積計画で利用権設定期間が満了したため、農地中間管理事業へ切替え再設定するものであります。契約内容については、使用貸借の貸借期間は〇年で〇として利用します。申請地の位置図は10ページでございます。以上です。

議長 長倉 ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。(質疑なし) 質疑なしと認め、これより採決致します。

本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり承認することに決定致します。

議長 長倉 以上で、本日の議案審議は全て終了致しました。その他、事務局から何かあればお願い致します。

